

# 郵県知事王安石と明州士人社会

近藤 一成

## はじめに

小論は、筆者が最近行っている宋代科挙社会の形成について浙東明州を事例に考察する研究の一環であり、北宋前半期を扱う。<sup>①</sup>宋代明州の科挙社会を検討する上で、若き王安石の明州郵県知事としての活動は、史料の絶対量の少ないこの時期の明州士人社会の考察に大きな手がかりを与えてくれる。

本論に入る前に、科挙社会について簡単に定義しておく。科挙社会という言葉は、近年、他の研究でもみかけるようになったが、私は大體、以下のように使用している。前近代中国社会を構成する二つの要素、支配者と被支配者、統治する側と統治される側を士と庶に区分けすることは、中国の歴史に一貫していたと考えられる。しかし士・庶の区分の内実、すなわち何が士であり何が庶であるかは時代によって異なった。科挙社会とは、科挙制度がこの区分の規準として作用する社会である。北宋一五〇年間のうち仁宗から徽宗ま

での約百年間に、近世的な科挙制度が整備され、その結果、科挙を合格した士大夫官僚を頂点とし、科挙受験者、さらには読み書きや作詩ができる受験能力があると認められた士人層が士として上になり、一般の農工商が庶として下に位置する階層社会が出現し、それは清朝末期まで存続した。士・庶の区別は科挙との関わり方によって決つたのである。士農工商は固定的な身分制ではなく、一種の職制であり、従つて誰が士になり庶となるかは流動的であつた。中国近世の約一千年間は、こうした科挙を軸とする厳しい競争社会が展開した時代である。

明清時代に比べ、宋代の進士合格者総数の資料は完全に揃つてはいないが、残存するデータによつても時期による変遷の傾向は読み取ることができる。とくに宋代科挙の特色の一つである、一次試験の郷試が一定の解額を与えられた州を単位として行われたことは、ある州の進士合格者数の変化からその地域社会、とくに士人層社会の特質を読み取ることを可能とする。実際にはこの読み取り作業はかなり困難であるが、地域社会の研究に有用であることは間違いない

い。また科挙を、いかにして官僚にふさわしい人物を選抜する制度にするか、いかにして公平で不正を許さない制度にするかという議論と試行錯誤が延々と百年間続けられ、ようやく徽宗朝に至って考えられたあらゆる方法の最後の試み、科挙廃止・学校による官僚登用制度が失敗して近世的科挙制度が定着すると、次の南宋では早速、各地域独特の進士合格者数の変化が現れるようになった。

明州慶元府は、南宋後半になって合格者数を著しく増加させた特色をもつ。南宋東南地区の州府の進士合格者数は、漸増・維持なし不定・漸減の三型に分類され、明州慶元府は漸増の典型である。報告者は、先にこうした事態の背景として、南宋後半期、明州慶元府には陸学、呂学、朱子学など新思潮の流入に対し活発に反応した士人階層の活動があることを指摘した。一方、南宋明州の史氏、樓氏、汪氏など多数の名族については、既に黄竟重教授の著作を始め多くの優れた研究蓄積がある。小論は、これらの成果に基づきながら、明州という地域に士人層が出現し、士人社会が形成され展開する歴史を考察する一環として、知鄞県王安石についての史料を手がかりに、北宋仁宗朝の明州士人社会がどのような歴史的段階にあったのかを検討してみる。

## 一 知鄞県王安石

北宋仁宗の慶曆七年（一〇四七）二十七歳の王安石は、明州鄞県

に知事として赴任し、翌慶曆八年末、亡父を埋葬するための金陵行きを挟み、皇祐元年（一〇四九）任滿ちて開封に戻るまで、三年足らずの間この地に滞在した。これより以前、安石は、父益の喪が明けた慶曆元年、都開封の国子監に赴きそこでこの解試に合格して翌二年の礼部試を通過、続いて殿試に第四位の好成绩で及第している。上位合格の進士はただちに州の属官を与えられる例に従い、安石は淮南簽判として揚州に赴任した。その任期が終わり、次に知鄞県として明州に来たのである。通常、進士四位合格ともなれば、地方官の一任が終わると館職の肩書きを求め、官も中央を望むものであるが安石は続けて地方官を希望した。

王安石の場合、公式の行状が伝わらず、知鄞県時代の事績を知るには『宋史』三三七など史書の本伝の該当部分を参照するか、浙江、明州あるいは鄞県など歴代地方志の県宰の箇所、又は幾つかある年譜の慶曆七年から皇祐元年までの記事に拠る方法が便利である。ここでは、まずその最も詳細な記載例の一つとして『康熙鄞県志』八名宦伝の王安石伝をあげる。

慶曆七年、再び知鄞県に調せらる。任に在りては読書を好み文章を為り、二日一たび県事を治む。心を水利に殫し、湖を浚え堰を築き、堤塘を繕修するに、必ず躬ら其の地を歴す。凡そ東西十四郷有り、隸する所の川渠、親しく視、民を飭めざるなし。鄞県経遊記有り。今に至るも東錢湖に祠有り。山上に在りては、其の嶺、猶お安石を以って名とす。邑人鄞江先生王致、

貧に安んじ道を楽しむ。安石、之れに師事し、歿すれば則ち其の墓に銘し、悼むに詩を以つてす。又た孔子廟に困りて学と為し、県の子弟を教養す。慈溪の杜醇に師為らんことを請い、再び諄懇にす。又た教えを城南樓先生郁及び王祕校該に訪う。又た杜学士に上書し、邑民をして暇に乘じ河を開かしむ。運使孫諫司に書を上り、其の吏民をして錢を出し人の捕塩するに購わしむるを力阻す。更に書を以つて司法吏汪元吉の廉平を薦む。嘗て穀を貸して民に与え、息を立て以つて償わせ、新陳をして相易えしむ。邑人、便を称す。今邑中の経綸閣、實聖廟皆な之れを祀る。旧時、廣利・崇法二寺、皆な祠有り。

(慶曆七年、再調知鄞県。在任好讀書為文章、二日一治県事。殫心水利、浚湖築堰、繕修堤塘、必躬歷其地。凡東西十有四郷、所隸川渠、靡不親視飭民、有鄞県経遊記。至今東錢湖有祠、在山上其額猶以安石名。邑人鄞江先生王致安貧樂道、安石師事之、歿則銘其墓、悼以詩。又因孔子廟為学、教養県子弟。請慈溪杜醇為師、再諄懇。又訪教于城南樓先生郁及王祕校該。又上書杜学士、使邑民乘暇開河。上運使孫諫司書力阻其令吏民出錢購人捕塩、更以書薦司法吏汪元吉之廉平。嘗貸穀与民立息以償、俾新陳相易。邑人称便。今邑中経綸閣實聖廟皆祀之。旧時廣利崇法二寺皆有祠。)

この康熙本を含め、鄞県時代の安石事績の記事は、恐らく邵伯温『聞見録』一一の安石新法をめぐる記載の冒頭部分を淵源とする。伯

温は、北宋仁宗至和三年(一〇五六)の生まれ、南宋高宗紹興四年(一一三四)の没、著名な理学家邵雍の子であり、それ故、この書は父の政治的立場を反映し、反新法・反王安石色の強いことで知られる。本書は伯温晩年の作といわれ、その子で『聞見後録』を著した邵博が父の死後に整理定稿したので(李劍雄、劉特権 唐宋史料筆記叢刊本点校説明 中華書局 一九八三)知鄞県王安石のまとまつた事績としては最も早い記事となり、そこには以下のようにある。

王荊公、明州鄞県に知たり。書を読み文章を為り、三日(他版は二日)に一たび県事を治む。堤堰を起こし陂塘を決し、水陸の利と為す。穀を民に貸し、息を立て以つて償わしめ、新陳をして相易さしむ。学校を興し、保伍を厳しくし、邑人これを使とす。故に熙寧の初め執政と為るや行う所の法、皆な此れに本づく。然れども荊公の法、一邑に行うは則ち可なるも、天下に行うは可ならざるを知らざるなり。又た遣わす所の新法の使者、刻薄の小人多く、功利に急にして、遂に河を決して田と為し、人の墳墓、室廬を壊し膏腴の地たるに至るは、紀るすに勝う可らず。…

(王荊公知明州鄞県、讀書為文章、三日一治県事。起堤堰、決陂塘、為水陸之利、貸穀於民、立息以償、俾新陳相易、興学校、嚴保伍、邑人便之。故熙寧初為執政所行之法皆本於此、然荊公之法行於一邑則可、不知行於天下不可也。又所遣新法使者、多刻薄小人、急於功利、遂至決河為田、壞人墳墓室廬膏腴之地、

不可勝紀。…)

この冒頭部分以降は、『聞見録』の記述を基本として新法評価の箇所を含め、或いは増添し、或いは削除して元、明、清と書き続けられ、前記『康熙鄞県志』に至ったのである。

安石は着任すると、慶曆七年十一月七日から十八日まで県内をほぼ一巡する視察に出かけ、管内の農田水利を始めとする諸状況の把握に努めた(鄞県経遊記)。この間の宿泊先は、舟中の二泊以外すべて慈福院、廣利寺、旌教院、開善院、景德寺、保福寺莊、普寧院、資壽院といった寺院であり、寺僧との交流は残された詩から知られる。ここからも知県としての安石は、地域社会の現実を自ら直接把握し、理解したうえで施策を進めたことが分かる。小論に即し、この記事のうち地域士人層社会と安石の關係に課題を絞ってみると、『聞見録』の「興学」と『康熙鄞県志』の「又因孔子廟為学、教養県子弟」の記事および王致、杜醇、樓郁、王該らの士人との交流が先ず検討の対象になろう。王致以下の士人たちの交流は次節で考えることにして、本節では安石「興学」の実情について先ず検討する。実は『聞見録』の「興学」の語は『宋史』安石本伝にない。単なる省略とも解されるが、それに対し『康熙鄞県志』では「孔子廟を県学とした」というように興学がどういうことであつたのかが具体的に書かれている。枝葉末節、些か煩瑣であるが、この「興学」が「孔子廟を県学とした」という記述に変わる経過について考えてみたい。

宋代の明州を検討するときの基本史料である『乾道四明図経』(以下『図経』)、『宝慶四明志』(以下『宝慶』)、『開慶四明統志』(以下『開慶』)、『延祐四明志』(以下『延祐』)、『至正四明統志』(以下『統志』)のうち、鄞県学については『図経』二祠廟に

至聖文聖王廟、県の東半里に在り。唐元和九年に建つ。皇朝崇寧二年、三舍法を行ひ、生員を教養するに因り、県の西南半里に移し羈り而して大觀三年に成る。建炎四年、兵火に遭ひ、今に至るも未だ建てざるなり。

(至聖文聖王廟在県東半里。唐元和九年建。皇朝崇寧二年、因行三舍法、教養生員、移羈県西南半里而成於大觀三年。建炎四年遭兵火、至今未建也。)

とみえるのが現存『宋元方志』最初の記載である(多分、既に失われた北宋『大觀図経』も北宋部分は同様であつたと思われる)。字句の多少の異同、増損はあるが、『宝慶』一一、『延祐』一三ともにこの記事を祖述し、それぞれ以降のできごとを書き加えている。ここには安石が学を興したという事は記されない。一方、『宝慶』一一の知県王安石の伝は、基本的に『聞見録』の記述を踏襲して『興学』というのみで、その具体的な内容は書かれていない。とすれば『康熙鄞県志』の「因孔子廟為学、教養県子弟」の字句の由来はどこに求められるのであろうか。今のところ、この記述の最も早い例は管見の限り、至元三〇年(一二九三)秋八月の日付をもつ王應麟「重修(鄞)県学記」(『延祐』一三)の「鄞在漢為鄞、属会稽郡。唐属

明州、建夫子廟於県東。五代改鄞曰鄞。宋始立学、王安石宰県、因廟為学、教養県之子弟、風以詩書、衣冠鼎盛。後遷県西南。……」である。鄞県学を県の西南に遷したのは崇寧二年であるから、それ以前は唐に建てられた孔子廟に学が置かれており、それは宋政府の地方学建学の方針に則した県宰王安石の業績であつた、という。王應麟のこの記述によつて、『方志』の鄞県学の条と同じく『方志』王安石の（鄞県）興学が一つの記事として繋がつたのである。

一般論として、後世の人間が、歴史上のある人物の伝記や年譜を作成するとき、信頼できる情報源として最初に利用する材料は、その本人が書き残した著作であり、それらの編年化が第一に行うべき作業となる。これは今まで引用した知鄞県時代の安石行状の記述にも該当し、『康熙鄞県志』に記載される諸事項は、次節で述べる問題を除いて殆どが安石の残した著作に対応する。王應麟が記し、『康熙鄞県志』に至るまで書き継がれた「因（孔子）廟為学、教養県子弟」の字句についても、安石が執筆し『臨川先生文集』七七に収録された「請杜醇先生入県学書二」（『王文公文集』五）が史料来源である。杜醇は慈溪の士人で孝友が郷里に称されていた。後に開封に在つた安石は、越からの客人があると彼の近況を尋ね、その計報に接したときは追悼の詩を作っている（『臨川先生文集』九悼四明杜醇。『王文公文集』四四傷杜醇）。話を元に戻すと、在野の賢人杜醇を県学の教師として招聘したが、固辞されたために書いた書簡の第一には「某、県を此に得て年を踰ゆ。方に孔子廟に因り学と為し以

つて子弟を教養せんとす。願わくは先生、聴くを留め而して之れに臨み、以つて之れが師為るを賜らんことを。某、与に聞く有らん。（…某得県於此踰年矣。方因孔子廟為学以教養子弟。願先生留聽而賜臨之、以為之師。某与有聞焉）」とあり、王應麟の記述はこれに拠つたと推測される。安石が県宰になつて年を越したといふのであれば、それは慶暦八年のことになる。

この問題はこれで解決するのであるが、しかしもう一件、これに関連して些か気になる安石の文章がある。それはかれの著作のなかでは著名な作品の一つに数えられる「慈溪県学記」である。この中で安石は

…（孔子）廟又た壞れ治めず。今、劉君居中、州に言い、民をして錢を出さしめ、將に修め之れを作らんとするも、未だ為す及ばずして去る。時に慶暦某年なり。後、林君肇至る。則ち曰く古の学を為す所以は吾れ得て見ざれども、法は吾れ以つて循え無かるべからず。然りと雖も吾れ人民を此に有せば、以つて教う所の如く、而して其の四旁を治め、学舎講堂を其の中に為くる。県の子弟を帥い、先生杜君醇を起て之れが師と為し学に興す。噫。…

（…廟又壞不治。今劉君居中言於州、使民出錢、將修而作之、未及為而去。時慶暦某年也。後林君肇至、則曰古之所以為學者吾不得而見、而法者吾不可以毋循也。雖然、吾有人民於此不可以

無教。即因民錢、作孔子廟、如今之所云、而治其四旁、為學舍講堂其中、帥鼎之子弟、起先生杜醇為之師而興於學。噫。……)

と記し、杜醇は慈溪県学の教師として招聘されたという。『四経』を始め、この学記を収録する『方志』は、慈溪県令劉在(居)中が再建を試みたという慶暦某年を「五年」とし(但し歴代方志に県令劉在(居)中の名はみえない)、また『宝慶』以降の慈溪県学の項には「学、旧在県西四十歩。皇朝雍熙元年(九八四)県令李昭文建先聖殿

居其中。端拱元年(九八八)令張穎記。慶暦八年、令林肇徙於県治之東南一里。鄞県宰荆公安石記之、貽書招邑人宿学杜醇為諸生師。……」と、安石「学記」の記述をふまえた解説を付している。安石は

慈溪県のために「学記」を記しただけでなく、ここでも書簡を杜醇に送り、慈溪令林肇が再建した県学の教師に招聘したことになっている。安石の文集には杜醇宛書簡は同時期の二通しか残されていないから、慶暦八年にはさらに別の杜醇宛書簡が書かれていたのであるか。先に釈然としないとした理由は、文集にある杜醇宛二通が実は慈溪県学への招聘に関連する書簡ではなかったのかという疑問が完全に払拭されないからである。「学記」によれば県令林肇は場所を県治の東南に移し、廃されていた孔子廟を再建して、その中に学校を設けたので「因孔子廟為学」との表現は当然ながら慈溪県にも当てはまるし、『宋元方志』鄞県学の解説文に一貫して王安石興学の記載がないことも納得できるからである。しかし書簡内に「某得県於此踰年矣。方因孔子廟為学以教養子弟」と明確に述べられてい

る以上、文脈からは鄞県学のことと判断せざるを得ないことも確かである。こうした曖昧さは残るが、ここでは、王安石が県知事として積極的に明州の在地士人層に働きかけ、県学での学生指導を要請し、結果的に杜醇は鄞県と慈溪県両学において「教養子弟」するようになったのであり、それが後世に伝承される安石興学の明確なイメージとして王應麟によって元初に整理されたことに注意しておくたい。

むしろここで重要なことは「慈溪県学記」に示された、王安石の県学に対する強い思い入れである。まず安石が「学記」のなかで記す「猶お曰く、州の士、二百人を満たせば乃ち学を立つるを得。是に於いて慈溪の士、学有るを得ずして、孔子廟を為くること故の如し。(…猶曰州之士滿二百人乃得立学。於是慈溪之士不得有学、而為孔子廟如故)」の背景には、慶暦四年三月十三日の詔があることを前提におかねばならない。当時は慶暦新政の一環として地方州県学の設立が議論されており、節度州に限り州学設置が許された景祐四年(一〇三七)に続き、それ以外の州にも設置を認める詔がこのとき降された。<sup>3)</sup>その規定の一つに州学の学生が二〇〇人以上である場合には独自に県学を置くことができるとの条件があった。逆にもし二〇〇人に満たなければ、孔子廟か県の官庁の建物を学舎にすることで代用する規定であった。明州学は学生が二〇〇人に達しなかつたので、管下の県学は独自の建物を設置することができなかつたのである。明州の県学が全て孔子廟に付属していた理由はここにあ

る。

こうした状況下でも王安石は「学記」で学校の欠くべからざることを強調する。「其の陵夷の久しきに至れば、則ち四方の学廢さる。而して廟を為り以って孔子を天下に祀る。木を斲り土を搏つこと浮屠、道士の法の如く王者の像を為る。州県の吏、春秋に其の属を帥い其の堂に積奠するも、学士は或いは焉れに預からず。蓋し廟の作るは学廢さるより出で、而して近世の法、然るなり。(至其陵夷之久則四方之学者廢、而為廟以祀孔子於天下、斲木搏土如浮屠道士法為王者像。州県吏春秋帥其属積奠於其堂、而学士者或不預焉。蓋廟之作出於学廢、而近世之法然也)」と述べ、法的制約のなかで県令林肇が、まず廟を再建し、その傍らに講堂、学舎を建設したことを、「噫、林君、其れ道有る者か。夫れ吏は今の法を變える無く、而して古の實を失わず。此れ道有る者の能くする所なり。林君の為すや、其れ此れに幾からん。(噫、林君其有道者耶。夫吏者無變今之法、而不失古之實。此有道者之所能也。林君之為、其幾於此矣。)」と高く評価するのである。地方学は、安石にとって政治と教化の原点であった。

## 二 慶曆五先生の出現

『宋元学案』を實質的に編纂した清の全祖望は、「慶曆五先生書院記」を著して、郷土の先賢を顕彰した(『鮚埼亭外集』一六)。五先生とは楊適、杜醇、王致、樓郁、王説の五人である。全祖望が記す

には、宋の真宗、仁宗時代は「儒林之草昧也。当時濂洛之徒、方萌芽而未出」であり、戚倫、孫復、胡瑗らが正学を興し、韓琦、范仲淹、歐陽脩らは廟堂に在り、学校が四方に遍く広がり、師儒の道は明らかとなり、李之才、邵雍らが経術で学問を起こした、こうしたことを濂洛の学の先駆けという人がいる。しかし、かれらは「跨州連郡」でようやく数人を得ることができるのであり、かれらのような先生を得ること大変難しい。それに比べて我が郷里の五先生は、わずか百里の間に集っているのであり、そのことは極盛といふべきであろう、と当時の明州の人材輩出、学問教育の盛行を讃えている。

この五先生のうち王安石との交流が安石自身の著述によって確認される人物は、前節で触れた杜醇とさらに王致、樓郁の三人である。以下、これら安石との関係に触れながら、『宋元学案』六士劉諸儒学案の記述をもとに簡単に五人の略歴を紹介する。『学案』は、安定同調として四人を、最後の王説は鄞江家学に分類するが、ここではかれらの学問系統には立ち入らない。

「助教楊大隱先生適」楊適、字は安道、慈溪の人で大隱山に隱居。人となりは重厚で屹立しており、議論は明晰で博く公正である。名利に動かされず、人には分け隔てなく接し、隣人が収獲物を盗んだときも、人の物を盗むには余程深刻な事情があるのであろうと咎めることをしなかつたので、隣人は大いに悔いたという逸話が伝えられる。人々は尊敬して名を呼ばず大隱先生と敬称した。その德行・学問を伝え聞いた浙東西刑獄の孫沔は面会を望んだが、避けて会わ

なかつた。先生が越州に出向いたとき、たまたま范仲淹が知事であり招かれて面談したが、何も求めず仲淹はますます先生を徳としたという。こうして四〇年間に、銭塘の林逋や同郡の王致、杜醇らと交流し、後進は先生を師とせざるはなく、德行はますます高く、その名は京師にまで聞こえるようになったので、仁宗が天下の遺逸を求める詔を出したとき、明州知事鮑柯が朝廷に推薦して粟帛を賜り、次の知事錢公輔の推薦で将仕郎試太学助教を授けられ、州に招かれたが固辞したという。七十六歳で没したが、遺言で墓にはただ「宋隱人之墓」と刻まれただけであつた。

「**学師杜石台先生醇**」杜醇、石台と号し、越の隱君子で慈溪に居住した。人の評価を気にしたり、人から知られることを望まず、郷里では孝友を称えられた。自給自足の生活を送り、親を養い、経書に明るく修養に努め、学ぶ者はこれを模範とした。「**学案**」は、この後に前節で触れた安石の書簡を引用し、始めに鄞県学、次に慈溪県学の師として招かれたといい、「**二邑之文風**」は先生から始まったと評する。

「**处士王鄞江先生致**」王致、字は君一、鄞県の人。先の楊適、杜醇の友人であり、道義を以つて郷里を化したので諸生は皆な三人を称して先生と敬った。安石とは書簡の遣り取りがあり、「久しくお目にみえずお会いしたい」という安石の願いと、書簡の受領を謝する内容の「**答王致先生書**」一通が残されている（『臨川先生文集』七七）。また七〇年の生涯を清貧と求道で終えた王致を悼む挽辞一首が、後

年の作として「**文集**」三五にみえる。全祖望は、王致のために安石が撰したとされる長文の「**鄞江墓誌**」について、その初出は清の閒性道編、康熙二十五年刻「**鄞県志**」であり、内容、文体からみて安石に仮託した後世の作であると断じている。従うべきであろう。すると王致についての情報量は極端に少なくなり、殆ど安石の残した書と挽辞のみとなる。このことはまた後で考へる。

「**正議楼西湖先生郁**」楼郁、字は子文、奉化県の人、鄞県に移り城南に住む。志操高厲、学は窮理を以つて先と為し、郷人の尊敬する所であつた。慶暦年間、郡県に学校を建てて詔が出され、郷里の「**文学行義**」あるものを招いて師としたとき、郁が招かれて県学で教え、その後州学に転じ十数年間教授した。前節でも述べたこの慶暦四年の興学の詔では、州県学の教授は原則として有官者が任ぜられるが、該当者がいない州県では、民間の学識ある人物を教授として登用できるという規定があつた。郁を始め当時の明州の教授は、この規定による民間からの登用であつた。郁は、州県学での前後三〇余年間、その門下から中央、地方の大官となつた兪允、豊稷、袁穀、舒亶らが輩出し、自らも皇祐五年の進士に合格し、舒州廬江主簿に任ぜられた。しかし「**禄、親に及ばず**」として仕官を断念、大理評事の官で致仕し、終生家居して終えた。致仕は、五世の孫楼鑰によれば、継母を養う弟妹がまだ幼いという理由であつたという（『**攻媿集**』八五高祖先生事略）。楼郁の県学での教授は恐らく安石赴任前のことだと思われるが、安石は郁に「**足下の学行は篤美であり、**



士友に信あり、海瀕に窮居、自ら屢空の内に楽しむは、私の仰歎するところですよ」という丁寧な書を送っており（『文集』七八）、その密接な交流が推測される。南宋四明の名族としてゆるぎない地位を確立する楼氏の最初の進士が郁であった。

「銀青王桃源先生説」王説、字は應求、鄞県の人。郷里に教授すること三〇余年、弟の該は慶曆六年の進士で安石とは詩を応酬する友人であり、説は弟と盛名を等しくした。当然、本人も安石との交流はあつたであろう。熙寧九年、特恩で将仕郎の官を与えられ州長史に補せられたが、相変わらず「無田以食、無桑麻以衣、怡然自得」の生活を送り没した。『学案』の銀青とは、没後、銀青光祿大夫賜金魚袋を追贈され、神宗から親筆の勅額を賜った桃源書院が王説の隱居教授の治に建てられたことに依る（『明一統志』四六書院）。全祖望の頃まで、この「桃源書院」の勅額は伝存し、鄞県への勅額賜与の最初であると記文に記している（『鮑崎亭外集』一一一宋神宗桃源書院御筆記）。王梓材が言うように、五先生の中では異例の厚遇である。王説、該兄弟の子孫からは、以後、多数の進士合格者が出て、四明の望族としての地位を確立して行くことに関連すると推測されるが、最も早い該の長子瓘でも元豊五年の進士であるから時期的には合わない。やはりここでも厚遇には王安石の存在があると考えべきであろう。なお『学案』は「鄞江先生之從子」とするが、説、該兄弟を王致の甥とする記事は、先の安石撰に仮託された「鄞江墓誌」にみえるだけであり、その真偽については後考を待つ。

これら五先生は布衣、特恩による授官、進士合格と肩書きは三様であるが、いずれも中央、地方に仕官することはなく、地域士人社会層の教育、學術の指導者として郷里の尊敬を集めた人々であり、王説が楊適、王致を師とし杜醇、楼郁を友としたといわれるように（甬上三補耆旧詩）、互いに密接な人間関係を有していた。王安石は、こうした状況にあつた明州鄞県に着任したのである。ここで問題としたいことは、それでは「慶曆五先生」、或いは「五先生」という言葉はいつから使用され、五人を一括りにして慶曆・皇祐年間の明州を「極盛」として考えるようになったのかということである。

これまで『学案』の記述をもとに五先生について紹介してきたが、『学案』は、いずれも『四明文獻集』を参照したと註記している。この書は、既に散逸した王應麟『深寧集』一〇〇巻、『制誥』四五巻の逸文を収集したものであり、五先生の伝については道光年間に葉熊が同様に逸文を収集・編纂した『深寧先生文小鈔摭餘編』一卷（四明叢書）に収載されている。従つて、前節の王安石「興学」のイメージと同じく、五先生についても宋末元初の王應麟が描いた像を現代のわれわれも共有していることになる。この五先生の語は、更に『宝慶』八郡志の人物伝にまで遡る。但しそこでは、南宋晩期、既に名族として人材を多数出している楼氏、王氏の記事が他の数倍の分量を割いて叙述されていることはともかく、王致については独立の項目が立てられていない。王説の箇所では「先是有王致亦州閭所師、至今郡庠以與楊公適、杜公醇、楼公郁並祠、謂之五先生。…」

といわれるのみで、州学に五人が祀られ五先生と呼ばれていたことを言うが、王致本人についての説明はない。更に『図経』になると巻三の奉化県の人物に樓郁の説明が、巻五慈溪県の逸民の項に楊適がやや詳細に掲載されるだけで、他の三人についての記述はみられない。従って乾道年間にはまだ五先生のご概念は無いか、在ったにしても特に強調されるわけではなかったといえよう（但し現存『図経』には欠落部分がある）。結局、今のところ初見は、『図経』より少し時代の下がる、嘉定六年（一一二三）没の樓鑰『攻媿集』五一息齋春秋集註序の「慶曆皇祐間、杜、楊、二王及我高祖正議（郁）、号五先生、俱以文学行誼表率于郷、…」であり、ここに慶曆・皇祐年間に五先生と号したとあり、また樓鑰は、既に述べた八五高祖先生事略にも四明五先生の語を使用している。管見の限り、文献上、明州の慶曆五先生という表記はこれ以上遡らない。北宋仁宗朝の慶曆年間、明州地域社会に五人の学識・德行ありと評価された士人が存在したことは事実である。しかしこれらの存在をどのように認識するか、あるいはどのようなイメージで捉えたかは必ずしもいつの時期も同じとはいえない。ここでは、かれらが明州士人層社会の先賢として評価され、そのイメージが明確になって行く時期は、南宋半ばを過ぎてからである、とひとまず考えておく。

南宋の寧宗朝以降、明州慶元府の進士合格者が激増した背景に、この地域の士人社会の発展を想定することは常識といつてよいであろう。そして時期を同じくして慶曆五先生という言葉が出現し、宋

末元初の王應麟によって言説は定型化され、ここでは触れられなかったが袁桷撰『延祐』がそれを定着させたといえる。明州慶元府士人社会の発展は、自らの来歴の物語を必要としたのである。全祖望は「慶曆五先生書院記」において「五先生の著述、今に伝わらず。故に其の微言も亦た闕く」と、正直にかれらの思想内容は分からないとしている。しかし、だからといって慶曆年間の明州士人社会の歴史像は後世の想像の産物にしか過ぎないということではない。

仁宗朝、中央政府は地方学の設置を進めた。しかし明州は、州学在籍学生二百人以上という条件を充たさなかったために県学が設置できず、規定に従い孔子廟を県学とした。同時に正式の学官も置かれず、これも規定に従い在地士人が教師に招かれた。五先生とは、こうした国制の枠組みと時代の状況のなかで出現した在地士人層の典型である。しかも安石が先の『慈溪県学記』で「杜君は越の隠君子」といい、全祖望が「五先生、皆隱約草廬、不求聞達」（前掲『書院記』）と的確に表現したように、かれらは隠士から士人への過渡期の存在ともいえる。慶曆年間の明州士人社会は未だその揺籃期であった。

### 三 王安石の残像

明州鄞県に赴任した若き王安石は、やがて国政を担い中国史の流

れの方向を左右するほどの大改革を実施した人物である。それだけでなく、青苗法を始め新法の多くが鄞県時代の施策から構想されたといわれる。地域の人々はその知事の施策を評価し、経綸閣や廣利寺、崇法寺に祠を立てて安石を祀った。恰もその揺籃期に刷込まれたように、明州士人社会では安石への高い評価が南宋末に至るまで続く。また四明方志の新法党系人士の叙述についても考えるべきことがある。次にこれについてふれてみたい。

『図経』一一祠廟附祠堂には、安石祠堂を二か所挙げている。その一つは嘉祐六年（一六〇一）に知州錢公輔が立て、胡宗愈が記の撰文をした廣利寺の生祠であり、安石の行跡を慕う郷人の願いに応えたという。問題は、もう一つの経綸閣である。その経緯は『寶慶』一一鄞県志一公字の記述が詳しく、そこには次のように記される。

旧、聽事の西偏に在り。元祐中、邑に宰たる者、前宰の王安石、相位に登るを以つて祠を閣の下に建立す。建炎四年、兵に燬かる。紹興二十五年、令王燁、重建し、左朝散郎主管台州崇道観維揚の徐度記す。乾道四年、令楊布、王荆公祠を閣の上に移す。後、閣とともに廢さる。淳熙四年、令姚揆、宅堂の北に徙し建つ。紹興五年、令吳泰初、重建す。嘉定十七年、令張公弼、又た荆公祠を重建し、閣北の西偏に移す。閣の旧扁存せず。寶慶三年、令薛師武、立つ。<sup>4)</sup>

この記述に依ると、王安石が宰相に就いたため、元祐年間の鄞県知事がその祠堂を経綸閣の下に立てたことになる。『乾隆鄞県志』が引

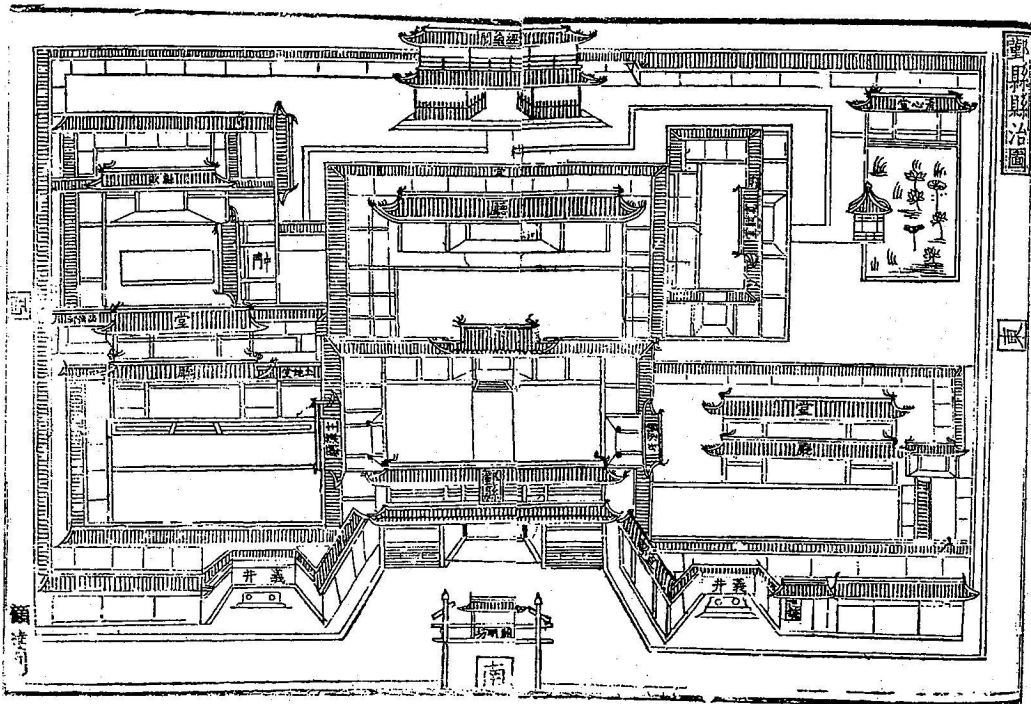
く『統志』佚文に「王安石、嘗て県令為り。邑人、其の政を思い、其の燕休の所に即きて此の閣を作る」とあるように、経綸閣は安石祠堂を収める建物であった。これは紹興二十五年、王燁が重建したときに徐度が撰した「重建経綸閣記」（『図経』九）に拠る記述であり、そこには元祐中、県令が「重屋を為り、公の像を肖りて之をを祠り、名づけて経綸閣と曰う」と明記されている。とすれば『寶慶』の「下に」は、二階建ての経綸閣の一階にという意味であろうか。

ともかく、鄞県の人士が県令王安石の政治を讃えて、その没後に建てた安石祠堂が経綸閣であった。中央では新法派に代わって新法否定の旧法党が政権を握っていたときの建設である。北宋滅亡、中興後の建炎四年、金軍は両浙深く侵入し、明州も甚大な戦火を蒙った。そのときに経綸閣も焼失した。その後二〇年を経た紹興二十四年、新たに赴任してきた県令王燁によって、翌年、閣は再建された。この王燁は安石の弟王安国の曾孫にあたる。「重建経綸閣記」は次のように記す。安石の時代から一百九年も経つのに安石「興造の蹟」は猶おはっきりと分別でき、県民は常にその治世を語り継ぎ、その蹟を指しては安石に思いを致し、文公の徳は忘れたことが無いという。安石の「諸孫」が県令として赴任してきたこの機会は、まさに経綸閣再建のときであるとして再建の許可を求め、一切の費用は民間から出し、公費は一銭も使わず七〇日で竣工した、と。その再建が、実際は民間からの発意と経費の拠出であることを述べる。その後も、一時的な廃止や再建を繰り返しながら安石を祀る経綸閣は存続し続

けたのである。因みに宋版『寶慶』四明志』に掲載する鄞県治園には、庁堂の北側に重層の経綸閣がみえている。淳熙四年の再建時の位置を継承し、一番奥まったところとはいえ、諸庁舎を従えるような配置である。宋一代、明州独自の、中央政府とは異なる王安石評価の歴史を象徴していると言えるであろう。

一方、当然のことながら、明州出身の官僚たちの政治的立場は一樣ではない。南宋になると、秦檜、韓侂胄、史彌遠らいわゆる専権宰相との距離の取り方が、本人のみならず一族・姻戚内での確執を生みだすことにもなり深刻な問題となるが、北宋の場合は明州出身の高位の中央官が少ないこともあり、中央政界の党争が明州地域社会に直接の影響を与えることは南宋ほどではないようにみえる。「慶曆五先生」の一人、樓郁に受業した同学で共に中央の高官となった豊稷と舒宣の二人は、政治的には互いに逆の立場に在った。稷は、元豊三年に監察御史裏行となると王安禮の不法を弾劾し続けて神宗にたしなめられたり、最後は御史中丞として、即位した徽宗に司馬光、呂公著を弁護、『神宗実録』を編纂した章惇を『安石日録』を使用し、宣仁太后を誣罔したとして非難、ついには蔡京・卞兄弟を弾劾したが、その後、相位に就いた蔡京によって貶竄された。反新法の立場を貫いたといえよう。それに対し舒宣は、後述のように反新法官僚に苛酷な弾圧を加えた張本人である。しかし兩人は、故郷明州に在っては、宣の別荘で詩を応酬する仲であったといふ。

舒宣という名前で筆者が直ちに思い浮かべる事件は、宋代の「文



經綸閣圖

字の獄」として有名な烏臺詩案である。元豊二年、舒亶は蘇軾を死罪に追い込むべく彼の詩が天子を侮辱し朝政を誹謗しているとして「大不恭罪（大不敬罪）」の刑名を挙げて激しく弾劾した。当時の肩書は、監察御史裏行。こうして舒亶は、中国史上、現在に至るまで多くの人々から敬愛され続ける東坡を刑死させようとした凶暴な敵役としてイメージされるようになる。事実、彼の本伝は、烏臺詩案で弾劾する側であった御史中丞李定、監察御史裏行何正臣などと同じ『宋史』三二九に収められ、その記述は彼の酷薄さを証明する事例で埋まっている。その数例を挙げれば（括弧内は他史料からの補足）、新法を批判して流された鄭俠を再び逮捕尋問することを命じられた亶は、その持ち物から新法を批判する人名を載せた草稿を見つけて出して写し取り、俠を嶺南に竄するとともに馮京や王安石らもことごとく処罰を受ける羽目になった。元豊の太学の獄は、もともと落第学生の（逆恨みの）告発で始まった些細な収賄案件であったが、亶は瑣末な事まで罪状とし、多くの者を連座させて一大疑獄事件に仕立て功績とした。烏臺詩案では軾のみならず、（その詩を所持したり唱和したとして）司馬光、張方平、范鎮など多くの高官の嚴罰を要求し、神宗から行き過ぎを咎められた。嘗て自分を引き立ててくれた中書檢正官張商英が息子（或いは女婿）について依頼してきたと暴露、中書の官にもかかわらず自分に請託をしたとして弾劾し職から追い落とした。こうして順調に官職を上げ、（試）給事中から権直学士院、御史中丞になると更に弾劾に磨きをかけた。しかし尚書

省が法律通り奏鈔の目録を作成していないという自らの弾劾、調査のなかで、当の御史台も目録を作成していないとの指摘を受け、それを糊塗する工作をしたり、或いは自分が直学士院のときに規定以上の厨錢（蠟燭代）を受けたことを逆に弾劾され、神宗自らの言葉で二官降格・勒停の処分を受けた。亶の相次ぐ起獄に戦々々としていた士大夫は、その微罪による重罰に遠近を問わず快哉を叫んだという。その後十数年にして復帰、知南康軍（そして知荊南府荊湖北路鈐轄）として辰・溪蛮の反乱鎮圧に従事し、陣中で没した。以上がおおよその内容であるが、舒亶を肯定的に評価する部分はない。最初の熙河路での括田に成績を挙げたことは、そもそも熙河路経略が間違っていたという評価であるし、最後の「開邊の功をもって直龍圖閣由り待制に進む」にしても、その前に蔡京がした、という一句があることで、むしろ否定的意味合いを喚起させる。

これに対し、『國経』五慈溪県人物の舒亶伝は、『宋史』と同じ人物とは思えないほど様相を異にする。ここには太学の獄の記述も烏臺詩案に関する叙述も無い。況や張商英の件も厨錢や尚書省の奏鈔録目、更には降格勒停の処分にも触れない。逆に学士院での辞令の執筆が両漢の風ありと賞賛され、御史中丞として御史に相応しい人物十人の推薦がことごとく適材であったとして「人を知る」と称されたことを記す。最後の「開邊の功」にしても評価したのは徽宗になっている。

そもそも両伝が共通して採録する冒頭の逸話（両伝で多少の相違

がある)が、両者では全く別の文脈で語られる。すなわち舒宣が科挙合格後、最初に赴任した台州臨海県の県尉として、酒の勢いで繼母を罵倒した(叔父の妻を逐う)人物を、服さないとみるや直ちに手づから首を刎ね、自らを弾劾する状を認めて即刻辞職し(『図経』では県尉庁の壁に一首を残す)、これを丞相王安石が見所があるとして中央の審官西院主簿に登用した、という出来事である。『宋史』は、その前に宣は省試を第一で合格したことを挙げ、優秀な文官として出発したように見えるが、実は性格凶暴、武断政治を行い、それが熙河路経略や晩年の辰溪蛮鎮庄の「功績」に結びつくし、そうした性格がその間のさまざまな弾圧事件の根底にあることを示唆する。さらにこういう人物に登用する王安石と新法の問題点を暗示するのである。それが『図経』になると、舒宣は幼少のころから文才を發揮した偉丈夫であり、特に声律・程文に長じ太学での詞翰は天下と称されたとした上で、臨海県は山と海に挟まれ、慄悍盜奪を俗とする僻地である。そうした暴力的な未開の風俗を是正するため県尉として行った行為が先の逸話である。宣は文筆に優れ博学強記であるが文弱の秀才ではなく、果断な決断力と行動力を兼ね備えた文官であり、その措置を安石は評価したことになる。それ故、熙河路では西夏との国境問題が起きたとき、王韶の消極論を抑え、単騎敵地に乗り込んで成果を挙げたのであり、晩年の辰溪蛮鎮庄の功もその性格に帰せられる、と言うかのである。それにしても『図経』の最後に、舒宣が陣歿する前、洪江の西に大隕石が落ちたという記

述は、これが単なる列伝ではなく、「巨星墜つ」の偉人伝であることを示したいかのようなのである。

『図経』が収録する詩文のなかで、安石と舒宣の作品は群を抜いて多い。舒宣という人物を通してみる『図経』は、『宋元四明六志』のなかでもかなり特異な位置にあるといえるであろう。それに比べ『寶慶』八の舒宣伝は、太学の獄には触れないものの、それ以外は『図経』と『宋史』の両者の記事を併せた内容となっていて分量も三伝の中では最も多い。編纂時期の順から言えば、『図経』、『寶慶』、『宋史』であり、『宋史』は『寶慶』から『図経』の部分を取り去った構図になる。さらに『図経』は北宋徽宗朝の大觀元年に設置された「大觀九域図志局」の命で編纂された従事郎李茂誠等撰「大觀(明州)図経」を踏襲しているという<sup>②</sup>。とすれば蔡京時代の、しかも中央政府の指示で編纂された地方志を再録した『図経』舒宣伝がそのような記述であることは当然であろう。また彼の多くの詩文の収録箇所は乾道年間の増添部分にかかるから、舒宣の高い評価は「大觀図経」から「乾道図経」まで変わっておらず、これが南宋前半の明州における舒宣像と理解してよいだろう。それでは我々は『図経』、『寶慶』を経て『宋史』にいたる舒宣像の変遷から何を読み取ることができるのであろうか。

結論を出す前に、もう一つ検討しなければならない問題が残されている。それは三伝の史料来源をもう少し細かく検討することである。以下は推測に過ぎないが、一つの可能性として考えたい。前節

で検討した「慶曆五先生」と異なり、舒宣は中央政府の高官を経歴し、『宋史』に伝が立てられたことから、没後「行状」が作成され、それは史館に送られたと考えられる。一般的に言えば、行状は実録の付伝、正史の列伝の基になる史料である。宣は崇寧二年（一一〇三）の没であり、もし行状が作成されていれば、時間的に『大観図経』がそれを参照することは可能であった。また「徽宗実録」は、紹興十一年に元符三年から大観四年までの六〇巻が一旦進呈されているが、大変疎略であるとして修訂を命じられ、それは結局完成せず、その後、六〇巻の進呈分も新たに再編纂されて孝宗の淳熙四年（一一八六）によりやくできあがっている。『図経』編纂者が「実録」を見た可能性はない。一方、徽宗朝を含む「四朝国史」の列伝部分の完成は、淳熙十三年（一一八六）であり、『寶慶』編纂の約四〇年前になる。従って『寶慶』編纂者が「国史」舒宣伝を見ることは時間的には可能であった。『寶慶』編纂の発議は明州慶元府知事の胡榘、実際の編纂主任は当初が府学教授方万里、その転出に伴い新任の羅濬が主宰し一五〇日間で完成させた<sup>14</sup>。この短期間での編纂を考えると、『図経』に比べ分量も増やした『寶慶』の舒宣伝は、再編纂された淳熙「徽宗実録」に基づく「四朝国史」舒宣伝を利用したと考えると、それ程無理はないように思える。

『図経』、『寶慶』、『宋史』各記事を、それぞれ独自の箇所、どれか二つに共通する箇所、三つすべてが記す箇所に分けると、『寶慶』独自の記事の多くが「長編」の舒宣関連記事と共通することが分かる。<sup>15</sup>

李燾は、実録、正史以外に多くの書・史料を参照したと述べる「長編」の神宗から徽宗朝部分を淳熙元年に完成・上呈し、また「四朝正史（国史）」編纂にも従事したが、その完成を待たず淳熙十一年に没している。「長編」の舒宣関係記事が、編纂途中の実録や正史の舒宣伝と同じものかどうかは確定できない。しかし「寶慶」の記事の原史料が国史院に在ったことは確かだ、先述の国史を利用した、と考えるのがやはり最も無理がなさそうである。明州での舒宣のイメージは、北宋から南宋半ばまでは文武に長けた偉人としてのそれであった。南宋末になると否定的な側面も加わりイメージは変化したが、何れにしてもそれは基底において中央史館の描く像と連動していた。凶暴な姦人のイメージは、元の「宋史」列伝で定着するのであろう。

以上、駆け足で明州における王安石、「慶曆五先生」、舒宣各三様の評価の形成と変遷をみてきた。それらはいずれも明州という地域社会の独自性を際立たせる側面をもち、その独自性は何らかの意味で中央との関係における明州士人社会の個性であった。宋元四明六志を校勘した清の徐時棟は、全祖望の『寶慶・開慶』跋文の「『寶慶』は訛謬が多い。元豊の舒宣、中興の王次翁には（その必要がない）堂々たる大伝を作っているのに、高閔伝に、楊時から（伊洛の）学を受けたことや秦檜の縁組申し出を断った（重要な）ことが書かれていないのはどうしてであろう。僅か百五（十）日で作り上げたというのは尤もなことだ」との論評を引用している。<sup>16</sup>確かにその通り

である。しかし道学が体制正統教学となった後世の眼からではなく、南宋後半に生きる者の眼を通せば、明州の現実がこのように見えていたとも言える訳で、安石、五先生、舒亶三様の評価の変遷はその意味でも検討に値するであろう。

最後にもう一度王安石に立ち返って小論を終わりたい。

### おわりに

安石自身にとり、その私生活においても鄞県時代は特別であった。曾鞏に依頼した亡き父の墓誌銘の原稿である「先大夫述」を執筆、埋葬したことはその一つである。また、安石撰の墓誌銘のなかで最も短く最も印象深い「鄞女墓誌」がもう一つのできごとを伝える。

鄞女者、知鄞県事臨川王某之女子也。慶曆七年四月壬戌前日出而生、明年六月辛巳後日入死。壬午日出葬崇法院之西北。吾女生惠異甚、吾固疑其成之難也。噫。〔文集〕卷一〇〇）

解説する必要はないであろう。銘文はない。若い父親の胸底からの呻きである。さらに安石は、この娘に詩一編を残している。

### 別鄞女

行年三十已衰翁。满眼憂傷只自攻。  
今夜扁舟来訣汝。死生從此各西東。

版本によって字句の異同が多少ある。これは李壁箋註、劉辰翁評点本に拠り、その評には「惨絶」とある。この詩を、詹大和「王荊公

年譜」は三十歳ということからか皇祐二年に繫年し、顧棟高「王荊国文公年譜遺事」は鄞女卒の慶曆八年に繫年する。最も詳しい蔡上翔「王荊公年譜考略」は墓誌も詩も載せない。私は、安石の鄞県知事の任が終わり、いよいよ明州を離れる皇祐元年の作であろうと考えている。開封へ向うために西行する安石は、恐らく二度と来ることのない崇法院の娘の墓に別れを告げたのである。明州の人々は、永く「鄞女墓誌」と「別鄞女」詩を記憶し続けた（全祖望「題王半山鄞女志」『鮎崎亭外集』卷三五）。

宋代明州士人社会にとっても、王安石にとっても慶曆年間は、特別の時期であった。

### 注

(1) 筆者は、明州慶元府について「南宋地域社会の科挙と儒学―明州慶元府の場合―」（土田健次郎編『近世儒学研究の方法と課題』所載汲古書院二〇〇六年二月）を、明州と比較しながら湖州の場合について「宋末元初湖州呉興の士人社会」（刊行会編『福井重雅先生古稀・退職記念論集 古代東アジアの社会と文化』所載汲古書院二〇〇七年三月）を發表している。

(2) 黄寬重『宋代的家族與社会』（東大図書公司二〇〇六年六月）。

(3) 『宋会要』選舉三・一一三。周愚文『宋代的州県学』一九九六年を参照。

(4) 舊、在聽事之西偏。元祐中、宰邑者以前宰王安石登相位而建立祠于閣之下。建炎四年、燬于兵。紹興二十五年、王燁重建、左朝散郎主管台州崇道觀維揚徐度記。乾道四年、令揚布移王荊公祠于閣之上。後與閣俱廢。淳熙四年、令姚燧徙建于宅堂之北。紹熙五年、令吳泰初重建。嘉定十七年、令張公弼又重建荊公祠移於閣北之西偏。閣之舊扁不存。寶慶三年令



薛師武立。

(5) 注(2) 黄氏前掲書。

(6) 『延祐』四人物致上豊稷「元豊三年安惇薦為監察御史裏行。王安禮自潤州召知制誥。安禮在潤飲刁約家為姦利事、稷力攻之、不報。復遷翰林學士、稷數上疏神宗論之。曰、安禮事誠有之。朕以其兄安石姑全容之。安禮入政府、稷出為利州路提點刑獄。…徽宗即位、召為諫議大夫。遷御史中丞、首疏言司馬光・呂公著皆賢直、不宜以罪黜貶。上曰改先帝法焉得無罪。稷曰法有不便誠當改。上目送之。遂入疏論章惇誣罔宣仁太后、神宗寶籙悉以王安石日錄亂去取。蔡京・下兄弟植黨已久、若大用必誤國。由是皆坐貶。會曾布入相、稷將論之、首罷稷工部尚書兼侍讀、改禮部尚書。蔡京入相、追貶司馬光立黨碑、稷貶海州團練副使道州別駕安置台州除名徙建州。…」。

(7) 『宋元四明六志校勘記』五は『延祐』の佚文として『乾隆鄞縣志』一八から「(舒) 直初與豊稷、周鏐同學於樓郁。及入朝(豊) 稷嘗薦之。直有園在西湖、歸里與稷、鏐倡酬。陳璣、晁説之咸與焉。所謂懶堂者也。」という文を引いている。現行『延祐』本は舒直伝が欠落している。

(8) 近藤一成「東坡の犯罪―『烏臺詩案』の基礎的考察―」(『東方学会創立五十周年記念東方学論集』所載一九九七)。

(9) 『宋史』三三九列伝八八「舒直字信道、明州慈溪人。試禮部第一、調臨海尉。民使酒書逐後母、至直前、命執之、不服、即自起斬之、投劾去。…」。

(10) 太学の獄についての詳細は、近藤一成「王安石の科挙改革をめぐる」(『東洋史研究』四六―三一―九八七)を参照。

(11) 『図経』五慈溪県人物「舒直、字信道、縣人也。生而雋異、魁梧特達。垂髫時為四皓頌、言偉志大。老師宿儒知其有遠識、博學強記、為文不立藁。尤長於聲律・程文、太學詞翰、秀發為天下第一。有舜琴歌南風賦膾炙人口、流輩服之。登治平二年進士第。授台州臨海縣尉。縣負山(瀕)海、其民慄悍盜奪成俗。有使酒逐其叔之妻至直前者、命執之不服即斬其

首、以令投檄而去。直有詩題尉廳壁云、一鋒不斷姦兇首、千古焉知將相才。…」。

(12) 『図経』乾道五年黄鼎序によれば、制置直閣張公(張津)が僚属に委ねて編纂、散逸していた旧録(大観図経)を得、増添して七巻とし、更に篇什碑記など五巻を追加、十二巻にしたという。舒直伝は、前注のように巻五の慈溪県に収録されているので、旧録の記事の可能性が高い。

(13) 北宋末皇帝の実録編纂過程は、近藤一成「南宋初期の王安石評価について」(『東洋史研究』三八―三一―九七九)を参照。

(14) 『寶慶』羅澹序。序文作成時の肩書は、從政郎新贛州録事參軍。

(15) 紙数の関係で『寶慶』舒直伝は引用できないが、安石によって拔擢された番官西院主簿に着任したのが丁優後であったこと、熙河路での活動を評価したのは鄭民憲であったことなど、である。なお徽宗朝は現行『長編』では欠落している。

(16) 『宋元四明六志』校勘記五寶慶四明志。

(本稿は文部科学省科学研究費補助金 二〇〇七年度 特定領域研究「東アジア海域交流」科挙班「中国科挙制度からみた明州士人社会の形成と展開」の研究成果の一部であり、二〇〇七年三月に北京大学で開催された「紀念鄧廣銘先生誕辰百周年国際學術研討会」での報告「王安石在明州」を大幅に改編増補したものである)